#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九五七年ドイツ行政裁判所法草案 : 政府提案 (BT-Dr 3/55 S.1)
Sub Title	Der von der Bundesregierung beschlossene Entwurf 1957 einer
	Verwaltungsgerichtsordnung
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
	山本, 敬生(Yamamoto, Takao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2001
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.74, No.2 (2001. 2) ,p.73- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010228-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# (BT-Dr 3/55 S. 1)

九五七年ドイツ行政裁判所法草案―政府提案

山 木 弘 敬 生

裁判所の構成 裁判所

第二条 第一条〔独立 〔行政裁判権のある裁判所と審級

第四条 第三条 〔行政裁判所の構成 〔所長の代理

第五条

第七条 第六条 〔行政裁判所の幹部会

第九条 第八条 [高等行政裁判所の構成] (K部内における事務分配)

第一一条〔連邦行政裁判所の大部 第一〇条〔連邦行政裁判所の構成〕

(勤続年数)

〔行政裁判所内における事務分配

第一二条 〔高等行政裁判所の大部

第一三条 (書記課)

第一四条〔司法共助及び行政共助

第二章 裁判官

第一五条〔本務裁判官・終身任命

第一六条〔裁判官指名のための聴聞 第一七条 〔兼務裁判官

第一九条 第一八条 〔兼務・補助裁判官の関与〕 〔補助裁判官

第三章 名誉職行政裁判官 〔法的地位〕

〔除斥事由

〔要件〕

第二三条 〔障害事由

二四条 · 拒否事由

第二六条 第二五条 [選任] (解任)

第二七条 選任委員会

第二八条

第三〇条

第三一条 〔招集順序と名簿〕

第三四条〔過料〕 第三三条 〔補償手当〕

第四章 公益代表者

第五章 司法行政

第三六条〔職務上の監督

第三七条 〔行政事務〕

第六章 行政権利救済の途及び管轄

第四○条 第三九条 〔訴えの類型〕 〔他の権利救済の途〕

第四二条 第四一条 〔取消しの訴え・義務づけの訴え〕 〔確認の訴え〕

第四三条 [訴えの客観的併合]

第四五条 第四四条 〔高等行政裁判所の審級管轄 〔行政裁判所の事物管轄

〔名誉職行政裁判官の員数

第二九条 〔選任手続 候補者名簿

第三二条 [宣誓]

第三五条〔連邦公益代表者〕

第三八条〔行政権利救済の途の適法性

第六二条

第六四条 第六三条 〔当事者能力〕 (関係人)

第六七条 〔訴訟参加 [訴えの主観的併合]

第六八条

〔参加人の地位

第四六条

〔規範統制手続に関する高等行政裁判所

第四七条 〔高等行政裁判所の管轄―結社の禁止

第四九条 第四八条 〔連邦行政裁判所の管轄―上訴 〔準用規定〕

第五〇条 第五一条 〔始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄

〔準用規定〕

第五二条 〔結社禁止の訴えに関する手続の中断

第五四条 第五三条 〔行政裁判所の土地管轄〕 [管轄裁判所の指定]

第二編 手続

第七章 一般的手続規定

第五五条 〔秩序規定〕 〔裁判所職員の除斥及び忌避

第五七条 第五六条 〔評議・評決

第五八条 (聴聞

第六〇条 期間

第五九条

〔送達

第六一条 〔権利救済の教示〕 期間徒過の原状回復

0

第九章 第八章 第八三条 第八五条 第八四条 第八二条 第八一条〔執行停止の効力・即時執行の停 第八○条 第七九条 第七八条 第七七条 第七六条 第七五条 第七四条 第七三条 第七二条 第七一条〔不服申立前置手続の開始 第七○条〔不服申立前置手続 第六九条〔弁護士強制— 第八九条 第八八条 第八七条 第八六条 第九○条 行政裁判所における手続 別規定 取消の訴え及び義務づけの訴えについての特 〔被告〕 [不服容認決定] 〔管轄 〔訴えの提起 〔不服審査決定を要しない訴え―不行為の 〔不服申立の期間と形式 〔訴状の内容 〔取消の訴えの対象 訴え 〔不服審査決定 〔訴状の送達〕 〔異議申立て又は審査請求 〔不作為の訴え・出訴期間 〔職業探知主義・釈明義務・準備書 [予備決定] 〔出訴期間 〔訴えの申立てに対する拘束 反訴 「口頭弁論の準備 訴訟代理人・補佐人 第一○章 第一○八条 第一〇七条 第一〇九条 第一〇六条 第一〇五条 第九九条 第九八条 第九七条 第九六条 第九五条 第九四条 第九三条 第九二条 第九一条 第一○○条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義 一〇条 〇四条 〇 一 条 一一条 四条 判決及びその他の裁判 〔証拠調べ〕 〔直接の証拠調べ〕 〔手続の中断〕 〔手続の併合又は分離〕 〔訴えの変更〕 〔訴訟係属 〔訴えの取下げ〕 〔証拠収集の当事者開示 本人出頭 〔和解〕 〔自由心証主義 〔終結判決〕 (呼出) 〔判決裁判所の構成 (一部判決) (中間判決) (口頭弁論調書) 〔紛争事件の討議 〔口頭弁論主義 〔記録の閲覧 (原因判決 〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合 「口頭弁論の進行」

第一 一五条 〔判決の告知・送達〕

〔判決書の形式〕

七条 [判決の訂正] (事実の訂正を求める申立て)

第一二〇条 一九条 〔判決の実質的既判力〕 〔判決の補充〕

第一二一条〔決定・予備決定の準用規定〕 一章 仮処分

第一二二条〔仮処分命令〕 上訴及び再審

第一二章 控訴

第一二四条〔手続・決定による却下—抗告 第一二三条〔控訴の受理―受理理由

第一二六条〔附帯控訴〕

第一二五条 〔取下げ〕

第一二七条〔審査の範囲―新たな提出

第一二九条〔破棄差戻し〕 第一二八条〔第一審判決の変更〕

第一三〇条〔控訴の制限

第一三一条〔上告の受理

第一三三条〔飛躍上告〕

第一三四条 〔上告理由〕

第一三五条〔期間—形式—理由書提出

第一三二条〔絶対的上告理由

第一三章 上告

一四五条 〔執行停止の効力〕

判所への移送〕

第一四六条〔決定による裁判 第一四七条〔異議の申立〕

第一四八条〔連邦行政裁判所への抗告の禁止〕

第一五章 再審 第一四九条〔再審〕

第四編 第一六章 費用 費用及び執行

第一五〇条〔当事者〕

第一五一条〔費用負担義務の原則〕 第一五二条〔費用分担・取下げ、回復、

過失の場合の費用負担義務

移送、

故意

一五四条 〔代理人の費用負担 〔即時認諾の費用負担義務

第一五五条〔共同訴訟の場合における費用負担義

第一三六条 〔取下げ〕

第一三八条 一三七条 (上告手続)

第一三九条 (適合要件の審査)

第一四○条〔上告についての裁判〕

第一四章 抗告

許可抗告

第一四二条〔抗告の適法性、 第一四三条〔抗告の提起〕 第一四四条〔行政裁判所による更正又は高等行政裁

第一四一条〔高等行政裁判所への上告〕 〔訴えの変更・訴訟参加の不許

第

七三条

七四条

一七七条

七六条 七五条 第一七一条

七二条

一五六条 〔和解の場合の費用負担

一五八条 一五七条 「本案の解決 (費用裁判

一五九条 〔償還を受ける費用

一六〇条 〔裁判費用徴収規定

第

編

裁判所の

の構

成

一六一条

〔費用の確定〕

〔費用確定の異議の申

立

第一

章

裁判所

一六三条 〔訴訟上の救助

第一七章 執行 第一六四条〔判決及びその他の債務名義の執行〕

第一六五条

〔債務名義〕

第一六七条 第一六六条 六八条 〔公法上の権利主体に対する執行〕 〔行政庁のための執行 〔行政庁に対する罰金刑

第五編 最終規定及び経過規定

第一六九条

第一七〇条 〔民事訴訟法及び裁判所構成法の準用

> 第一条 〔独立〕

行政庁から分離した、 独立の裁判所が、 行政裁判権を行

第二条〔行政裁判権のある裁判所と審級 普通行政裁判権の範囲内において、

1

州に、

行政裁判

置

使する。

所及び高等行政裁判所を、 かなければならない。 行政裁判所の数、 所在地及び管轄区域並びに高等行 連邦に、 連邦行政裁判所を、

部 政裁判所の所在地を州立法府は規定する。 (カンマー)又は高等行政裁判所のS部(ゼナート) 行政裁判所のK

他

州際を越える裁判所の管轄区域の拡張について、 の場所にも設置することができる。 二以上の州は、 ひとつの合同高等裁判所の設置又は

ことができる。

第一 一七九条

第一八〇条

合意する

### 第三条 〔行政裁判所の構

- 1 行政裁判所は、 所長及び必要な員数の部長その他
- 裁判官で構成する 行政裁判所に、 K部を置く。
- 定及び予備決定 職行政裁判官の構成で、裁判をする。 3 行政裁判所のK部は、 (第八五条) をするときは、 三人の裁判官及び二人の名誉 口頭弁論を経ない決 名誉職行政裁

判官は関与しない。

第四条〔所長の代理 所長に支障のある場合は、

を受けることができる。

当該命令は事業年度の中途で変更しうる。

ただし、

部長又は裁判官が、 部長若しくは裁判官が、 として任命されていないときに、 その所長を代理する。 勤続年数が同じとき最年長の順に 部長が常置代理人 勤続年数の最も長い順に (副所) 長

第五条 〔勤続年数

官に指名された日から起算する。 この法律による勤続年数は、 行政裁判所の部長又は裁判

第六条〔行政裁判所の幹部会〕

最も長 順に二人の裁判官で構成する。 1 い順 行政裁判所の幹部会は、 に二人の裁判官、 勤続年数が同じときは最年長 所長、 部長及び勤続年数の

評決は多数決により決し、 可否同数のときは所長の

意見により決する。

第七条 〔行政裁判所内における事務分配

Ō

1 所長及び部長はK部の裁判長を主宰する。

2

幹部会は事業年度の開始前に当該年度について事務

理人を指名する。所長は、 指名し、そしてその者に支障のある場合に備えて正規の代 を各K部に分配し、そしてK部の裁判長及び常設構成員を すべての裁判官は、二以上のK部の構成員になるため指命 自己の所属するK部を選択する。

該命令を変更することができる。 員の長期にわたる支障のため、 あるK部の負担が過重であるため又は裁判所の個々の構成 3 必要がある場合に限り、 当

第八条〔K部内における事務分配

K部の内部においては裁判長が事務を個々の裁判官に分

第九条〔高等行政裁判所の構成〕

1

高等行政裁判所は、

所長及び必要な員数のS部長そ

配する。

の他の裁判官で構成する。

2 高等行政裁判所に、 S部を置く。

3

高等行政裁判所のS部は、

五人の裁判官の構成で裁

官の構成で裁判をする。 官の構成で裁判をする。 判をなし、口頭弁論を要しない決定の場合には三人の裁判

規定を準用する。 ④ その他の場合においては、第四条から第八条までの

# 第一〇条〔連邦行政裁判所の構成〕

する。

① 連邦行政裁判所は、所長及び必要な員数の部長その

② 連邦行政裁判所に、S部を置く。

(3)

連邦行政裁判所のS部

は

Ŧi.

人の

裁判官の構成で裁

判をなし、口頭弁論を要しない決定の場合、三人の裁判官

の構成で裁判をする

規定を準用する。(④)その他の場合においては、第四条から第八条までの)

# 第一一条〔連邦行政裁判所の大部〕

連邦行政裁判所に、大部を置く。

任命される。所長、又は所長に支障があるときはその代理びその代理人は、幹部会により二事業年度の任期をもって② 大部は、所長及び六人の裁判官からなる。裁判官及

③ 法律問題について、連邦行政裁判所のあるS部が、ができる。可否同数のときは、裁判長の意見により決する。

部がその法律問題について口頭弁論を経ることなく裁判を他のS部又は大部の判例に相反する見解であるときは、大

に召り成引さなりかにに『『エエル』に必要があると考えるときは、基本的な法律問題について、(④)判決部は、法の継続形成又は判例統一の確保のため

⑤ 大部の裁判は、当面の事件につき、判決部を拘大部の裁判を求めることができる。

は法廷においてもその意見を述べることができる。判所で聴聞を受けなければならない。その連邦公益代表者⑥ 大部の裁判に先立ち、連邦公益代表者は連邦行政裁る。

第一二条〔高等行政裁判所の大部

|裁判所について、第一一条の規定を準用する。||連邦行政裁判所への上告が許されていない限り、高等行

政

各裁判所に、書記課を置く。第一三条〔書記課〕

書記課には、

相応な員数の

第一四条〔司法共助及び行政共助〕

すべての裁判所及び行政庁は、行政裁判権のある裁判所

評決

権を有する裁判官一

名を大部の評議会へ派遣すること

関係ある各S部が、

第四項の場合においては、

判決部

が、

人が、

大部の裁判長を主宰する。

第三

項の場合においては、

書記官を配置する。

に司法共助及び行政共助を提供する。

### 第二章 裁判官

# 第一五条〔本務裁判官・終身任命〕

② 裁判官は裁判所構成法による裁判官職の資格を有すめがある場合を除き、終身任命される。

るか、

又は、

大学における法学教育を三年以上受けかつ公

③ さらに、裁判官は、第二項に定める資格を取得した

とにより上級行政職の資格を取得していなければならない。務で三年以上の研修を受けたのち法定の試験に合格するこ

その他の法人、営造物若しくは財団において本務として。に基づく連邦、州、市町村連合、市町村若しくは公法上の一 ドイツ帝国の行政において、ボン基本法第一三〇条

二 裁判所の本務構成員として。

齢満三五才に達した者であることを要する。S部の長の半④ 連邦行政裁判所及び高等行政裁判所の裁判官は、年

を三年以上就任していたことを要する。

の裁判官の半数以上は、

行政裁判権のある裁判所の裁判官

数以上並びに連邦行政裁判所及び高等行政裁判所のその

定する要件を具備することを要する。 ⑤ 各裁判所の裁判官の半数以上は、

第三項第一号に規

第一六条〔裁判官指名のための聴聞

1

高等行政裁判所のS部の長又は裁判官の指名に先立

行政裁判所の部長又は裁判官の指名に先立ち、高等行政裁ち、その裁判所の幹部会は、聴聞を受けなければならず、

ければならない。
② 連邦行政裁判所のS部長の指名又は裁判官の招聘に② 連邦行政裁判所のS部長の指名又は裁判官の招聘に判所の所長は、聴聞を受けなければならない。

第一七条〔兼務裁判官〕

高等行政裁判所及び行政裁判所においては、

他の裁判所

に指名することができる。の任期中二年を下回らない一定の期間、兼務として裁判官の終身任命された裁判官及び法律学の正教授を、その本務

第一八条〔補助裁判官〕

命することができる。補助裁判官は第一五条第二項及び第① 高等行政裁判所及び行政裁判所では補助裁判官を任

他

三項に規定する要件を具備することを要する。 2 定期的に雇用される終身裁判官が問題である場合を

されてはならない。 て任命されなければならず、そしてその期間満了前に解任 除いて、 補助裁判官は一年を下回らない一定の期間を定め 補償手当はあらかじめ全期間について

確定されなければならない 高等行政裁判所では、 補助裁判官として、

3

ることができる。 所又は他の裁判所の定期に雇用される裁判官を一名任命す

裁判官が関与してはならない。 きない。 K 部 (S部) では二人以上の兼務裁判官又は補助

兼務裁判官及び補助裁判官は裁判長を主宰することがで

一九条〔兼務・補助裁判官の関与〕

第三章 名誉職行政裁判官

第二〇条 〔法的地位

判官は、 名誉職行政裁判官の職位は名誉職である。 裁判官と同等の権利をもって、 口頭弁論及び判決 名誉職行政裁

四

州議会の議員の選挙権を有していない

者

第二一条 の発見に関与する。 〔要件〕

名誉職行政裁判官は、

次の要件をすべて具備することを

要する。

ドイツ国民であること

年齢満三○才に達していること

有していること その選任の前一年間その裁判所の管轄区域に住所を

第二二条〔除斥事由

次に掲げる者は、名誉職行政裁判官の職につくことがで

きない。

刑事判決の結果、

公職につく資格を喪失した者、

又

行政裁判

言い渡されている者 は重罪若しくは故意による軽罪により禁錮六月以上の刑

しめるおそれのある重罪若しくは軽罪のために起訴されて 二 公民権の剝奪若しくは公職につく資格 0 剝奪を生ぜ

いる者

制限されている者 Ξ 裁判所の命令によって自己の財産に対する処分権を

第二三条 〔障害事由

きない。 次に掲げる者は、名誉職行政裁判官に招聘することがで

連邦議会、 連邦参議院、 州議会、 連邦政府又は州政

#### 府 の構成員

# 官吏及び公務職員

四 裁判官 弁護士、

題を業として処理する者 公証人、 適格行政法学者及び他人の法律問

を拒むことができる。 1 次に掲げる者は、

名誉職行政裁判官の職につくこと

第二四条〔拒否事由

参審員、 司祭及び聖職者 陪審員及び裁判所のその他の名誉職保持者

74  $\equiv$ 医師、 助手を有していない薬剤師 看護人、 助産! 婦

五. 年齢満六五歳に達した者

には、 引続き職務を行うことを免ずることができる。 2 申立てにより、 第一項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合 [名誉職行政裁判官の] 引受け又は

第二五条 (解任

ことができなかったとき、 の職を解かれなければならない。 1 第二一条から第二三条までの規定により、 名誉職行政裁判官は、 又はもはや招聘することができ 次の Įλ ず n かの場合には、 招聘する そ

ないとき

その者の職務上の義務に著しく違反したとき

とき

Ξ

第

一四条第一

項の規定による拒否の事由を主張する

四

職務の遂行に必要な精神的又は肉体的能力をもは

有していないとき Ŧi.

裁判所の管轄区域内にその者の住所を有しなくなっ

第二

号、

たとき

より、 裁判官を審尋した後、 てにより、 第四号及び第五号の場合には、 2 第一 高等行政裁判所のS部は、 その裁判をする。この裁判は、 項第三号の場合には、 決定で行う。 行政裁判所所長の申立てに 名誉職行政裁判官の 第一項第一 この裁判は、 当該名誉職行政 号、 取消請

第二六条〔選任〕

をすることができない。

第二七条 〔選任委員会〕

名誉職行政裁判官は、

四

年の任期をもって選任され

の委員会を設置する。

1

各行政裁判所に、

名誉職行政裁判官を選任するため

員としての州政府から指名された一人の行政官及び七人の 委員会は、委員長としての行政裁判所所長、 陪席委 する。

候補者名簿には、

候補者の氏名のほか、

出生地、

出

n n

ない

市の議会の議員の法定数の三分の二

一以上の同意を要

郡又は郡に含ま

ばならない。

名簿への登載については、

生日及び職業を記載するものとする。

候補者名簿は、

管轄

選任される。受託委員は名誉職行政裁判官として招聘され議会の指定する州議会委員会により、又は州法に従って、行政裁判所の管轄区域の住民の中から、州議会若しくは州受託委員からなる。受託委員及びその代理者七人は、当該

託委員が出席しているとき、議決することができる。
③)委員会は、少なくとも委員長、行政官及び三人の受

る要件を具備することを要する。

### 

開延日以下にとどまるように定める。は、あらかじめ各名誉職行政裁判官の招集が年間一二通常は、あらかじめ各名誉職行政裁判官の招集が年間一二通常

## 第二九条〔候補者名簿〕

必要とされる名誉職行政裁判官の三倍の数を基礎としなけ者の員数を定める。この場合には、第二八条の規定により判官の候補者名簿を作成する。委員会は、各郡及び郡に含糊及び郡に含まれない市は、四年ごとに、名誉職行政裁

### 第三〇条〔選任手続

- ② 名誉職行政裁判官は、その者の個人的立場ではなく、をもって、相応な員数の名誉職行政裁判官を選任する。 ① 委員会は、候補者名簿から、三分の二以上の多数決
- ③ 従前の名誉職行政裁判官は、新たな選任の時まで、その者の客観的適性に従って選任されなければならない。
- その職にとどまる。

# 第三一条〔招集順序と名簿〕

る。各K部のために、一二名以上の氏名の記載のある名簿職行政裁判官を法廷に招集しなければならない順序を定め面、行政裁判所の幹部会は、事業年度の開始前に、名誉

めに、裁判所所在地又はその周辺に居住する名誉職行政裁② 予測できない支障のある場合に代理人を招集するた

を作成しなければらない。

判官を記載した予備名簿を作成することができる

### 第三二条〔宣誓〕

う。

して良心に従って票決することを全知全能の神にかけて誓 「なんじは、 名誉職行政裁判官の義務を忠実に履行し、 そ

3 名誉職行政裁判官は、次の言葉を述べることにより、

宣誓をなす。

「私はそれを誓います。神のご加護がありますように。」 4 宣誓者は宣誓をなすとき右手をあげるものとする。

誓と同一視される。 る場合には、その宗教団体の誓約方式による意思表示は宣 宣誓方式を用いることを許している宗教団体の構成員であ

名誉職行政裁判官が、律法が宣誓の代わりに特定の

6 宣誓は、宗教的な誓約でなくても行うことができる。

宣誓は記録に留められる。

### 第三三条〔補償手当〕

補償手当を受領する。 名誉職行政裁判官は、 参審制に関する規定により、

の補償手当てを受領する。 2 受託委員(第二七条)

は、

名誉職行政裁判官と同額

#### 第三四条 (過料)

かかわらず、 名誉職行政裁判官が、十分な免責の理由がないにも 所定の日時に法廷に在廷せず、又はその他の

> できる。右の場合に、その義務を怠ったことにより生じた 態様でその者の義務を怠ったときは、 過料に処することが

費用を同時に負担させることができる。 されたときは、 2 第一項の決定は、裁判長が言い渡す。 裁判長は、決定の全部又は一部を取り消 後に免責がな

ことができる。

第四章 公益代表者

# 第三五条〔連邦公益代表者〕

1

連邦行政裁判所に、連邦公益代表者を置く。

するすべての手続において関係人になることができる。連 益代表者は、公益を維持するため、連邦行政裁判所に係属

邦公益代表者は、連邦政府の指示に拘束される。

所の公益代表者は、 くことができる。 3 2 高等行政裁判所及び行政裁判所に、公益代表者を置 連邦公益代表者並びに高等行政裁判所及び行政裁判 第一五条第二項及び第三項の要件を具

第五章 司法行政 備することを要する。

第三六条

〔職務上の監督〕

対して、職務上の監督を行う。
① 裁判所の所長は、裁判官、官吏、職員及び労働者に

② 行政裁判所に対する上級監督庁は、高等行政裁判所

の所長とする。

第三七条〔行政事務〕

裁判官の同意を得て、その裁判官に、別な裁判官職、高事務も委ねてはならない。

される。

務を、委ねることができる。等教育機関の教育職又は官吏後継者の教育と試験という任

第六章 行政権利救済の途及び管轄

第三九条〔他の権利救済の途〕
訟を除くすべての公法上の争訟について、開かれている。分配により根拠づけられている場合を除いて、憲法上の争行政権利救済の途は、他の裁判所の管轄権が明文による第三八条〔行政権利救済の途の適法性〕

その権利救済の途を不適法と宣言しているときは、他の裁行政裁判権のある裁判所〔A〕が、すでに確定判決により、される権利救済の途の適法性について、裁判をする。普通① 普通行政裁判権のある裁判所は、その裁判所に提訴

判所 判所 自己 A  $\mathbf{B}$  $\mathbf{\overline{B}}$ は への権利救済の途を適法だと認めるとい の裁判権を否定することはできな 同 事件につき、 普通行政裁判権 0) ある裁 う 理 曲

ときは、普通行政裁判権のある裁判所は、その裁判に拘束提訴された権利救済の途の適法又は不適法と宣言している権のある裁判所が、すでに確定判決により、当該裁判所に② 民事裁判権、労働裁判権、財政裁判権又は社会裁判

果は、 るも 申立てにより、 みなされる。 表示された裁判所に係属し、 判決の即判力が生じると同時に、 弁論の終結までに限り、 判所に、 済の途を不適法と宣言する判決において、 された権利救済の途を不適法と認めるときは、 3 のとされる場合において、 当該訴えが提起されたときに、 普通行政裁判権のある裁判所は、 事件を移送する。 訴えの提起によって〔出訴〕 権利救済の途を適法と認められる第一 移送の申立てをすることができる。 原告は、 この係属は理由 この その事件は、 判決の基礎となる口 (出訴期間 すでに生じる。 当 期間 同時に、 該裁判 があるものと その判決で その権利救 の遵守) が遵守され 所 原告 に 手続 審 提 頭 裁 0

に入れる場合も、

同様とする。

法規定以外の規定により訴訟係属に付与される効果を考慮

準用される。××年月日付の法律正文による労働裁判所法 又は社会裁判権のある裁判所における手続には、 4 刑事裁判権、 財政裁判権 第三項は

民事裁判権、

労働裁判権、

ζį (連邦官法第一巻○頁) 第四八条第一項は、 影響を受けな

#### 第四〇条 権利保護は、 〔訴えの類型 形成の訴え、

確認の訴え及び給付の訴えに

とができる。

より要求することができる。 〔取消しの訴え・義務づけの訴え〕

第四 **一**条

1

訴えにより、

行政行為の取消し(取消しの訴え)

並

める判決(義務づけの訴え)を要求することができる。 2 訴えは、 法律に別段の定めがない限り、 原告が行政

びに拒否された行政行為又は不作為の行政行為の発給を求

主張するときに限り、 行為又はその拒否若しくはその不作為により不服であると 訴えは適法とする。

## 第四二条〔確認の訴え〕

1

確認を要求することができる 訴えにより、 法律関係の存否の確認又は行政行為の無効の (確認の訴え)。

原告が即時の確認につき正当な利益を有するときは、

訴求することができるとき又はこれを訴求することができ 2 原告が形成の訴え又は給付の訴えによりその権利を

> 行政行為の無効の確認を要求する場合は、 たであろうときには、 確認の訴えは排除される。 この限りでない。

第四三条 〔訴えの客観的併合

これらの訴えの要求をひとつの訴えに併合して訴求するこ 互に関連を有し、 原告は、 数個の訴えの要求が かつ、 同一の裁判所の管轄に属するとき 同一 の被告に向けら ń

第四四条 〔行政裁判所の事物管轄

の争訟につき、 行政裁判所は、 法律に別段の定めがある場合を除き、 行政権利救済の途が開 か れているすべて

審として裁判をする。

第四五条〔高等行政裁判所の審級管轄 高等行政裁判所は、 行政裁判所の判決に対する控訴 次に掲げる上訴について裁判をする。

行政裁判所のその他の裁判に対する抗告 行政裁判所の判決に対する上

三

第

四一条に基づく、

第四六条 〔規範統制手続に関する高等行政裁判所 の管轄

州の立法府は次の各号に掲げる事項を規定することがで

きる。

高等行政裁判所は、

その裁判権のある範囲において、

86

第四八条

〔準用規定

ことが、 申立てにより、 法律の下のレベルにあるその他の法規定の有効性につい 裁判をする。 〔当該法規定が憲法裁判所によって事後審査を受けうる 法律により定められていない範囲において、〕州 州法の 〔法規〕 命令の有効性につい 7

将来に不利益を予想せざるをえない者は、 (法) 規定の適用により不利益を被 申立てをするこ った者又は近 LJ

裁判は、 判決でする。

四

(法)

規定の有効性が否定される場合、

当該裁

とができる

判は、 第四七条〔高等行政裁判所の管轄―結社の禁止 されたと同様の方法で、公示されなければならない。 般に拘束力を有しており、 かつ、 当該規定が公告

条aによる州政府の申立てについて裁判をする。 により禁止されていることの確認を求める、 高等行政裁判所は、 ある結社がボン基本法第九条第二 刑法典一二九 項

続には、 第四六条及び第四七条による高等行政裁判所における手 行政裁判所における手続に関する規定を準用する。

第四九条

〔連邦行政

裁判所の管轄―上訴

連

邦行政裁判所は、

次に掲げる上訴について、

裁判をす

高等行政裁判所の判決に対し、

٠ ۲

又

る。

三二条の規定によってする上告

行政裁判所の判決に対し、

第一三三条によってする

 $\equiv$ 第一三一条第三項による抗告 上告

第五〇条 〔始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄

にして終審として裁判をする。 最上級の連邦行政庁の行政行為の取消請求につい

1

連邦行政裁判所は、次に掲げる事項について、

始審

÷ °

領事の 及び水利業につい 業について、 宅貯蓄制度についての監督について、 いて、商工業の領域において、及び私法上の保険制度と住 〔管轄に属する〕領域において、 労働法の領域において、 ÷ رە 食品、 交通制度につい 外国為替管理 森林及び木材 E

行政庁によって訴えられてい かかわっており、 当該法的紛争が第一号による法領域のうちの一 かつその法律関係の存否が最上級 る場合において、 その法律関 0 つに 連

係の存否の確認について。 連邦と州との間及び州相互の間に

争訟を除く公法上の争訟につい

おける、

憲法上の

されていることの確認を求める、 74 ある結社がボン基本法第九条第二項に基づいて禁止 刑法典第一二九条aによ

庁の行政行為の取消請求につい  $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ この法律の施行地外にその所在地を有する連邦行政 ż

る連邦政府の申立てについて。

ている事例につい その他連邦法律によって連邦行政裁判所に分配され

案件がその範囲、

管轄のある裁判所に移送する。 は 力の生じる裁判が必要である場合に限り、 する場合、 合には、 自ら裁判をする。これらの要件のいずれもが具備しない 域を越えているか、若しくは一 連邦行政裁判所はその事件を決定で第一審の土地 項第一号及び第二号に基づいてその事件に 又は公益上やむを得ない理由 裁判に先立ち、 審尋を受けなければならない 連邦行政裁判所の連邦公益 般的又は基本的な意義を有 [から、 連邦行政裁判所 直ちに既判 つい 場 7

る争訟を憲法上のものと認めるときは、 所は、 3 連邦憲法裁判所にその事件を送付する。 連邦行政裁判所は、 拘束力のあ る裁判をする。 第一 項第三号の規定により、 その裁判をさせる 連邦憲法裁 あ

連邦行政裁判所の管轄権は、

連邦法律によって他の

が、

意義又は効果の点で、一 の州 の領 る法的な は、 合において、 るまでの間、 た場合には、 ていることの確認を、 てることができる。 されていることの確認を、 第五二条 第五一条 2 1 しなければならない 行政裁判所における手続を準 高等行政裁判所又は行政裁判所において係属してい 〔準用規定 この申立ては、 次の効果を有する。 当該

裁判所に分配されている案件につい ٠ ۲ 排除され てい る。

第五○条の規定に基づく連邦行政裁判所に おける手続に

用する。

〔結社禁止の訴えに関する手続の中 断

その結社がボン基本法第九条第二項の規定に基づい ある結社が州の領域に限定されている場合に限り、 州政府は高等行政裁判所に申 て禁止

同一の結社を理由とする州政府による類似の確認 結社がボン基本法第九条第二項に基づいて禁止され 連邦政府が連邦行政裁判所に申立 裁判の送達又は告知に至

申立てについて連邦行政裁判所の裁判があるまでの間、 高等行政裁判所に申立てられていたか又は申立てられる場 高等行政裁判所でのその手続は、 連邦政府

中

同 紛争又は係属するであろう法的 0 結社がボン基本法第九条二項に基づき禁止され 紛争についての ては、

第一

号の場合を除

くほ

か、

そして第五○条に基づ

始審にして終審の連邦行政裁判所の特別管轄の場合を除く

物若しくは財団のした行政行為に対する取消の訴えについ

つい れ 高等行政裁判所におけるその手続は、 ばならな て連邦行政 裁判所の裁判があるまでの 連邦政 間 府 中 の申立てに 断しなけ

け

の訴えについても、

同様とする。

Ξ

他のすべての

取

消の訴えについ

ては、

第

号

場

を除くほか、

行政行為がなされた区域の行政裁判

所

が 0

土

地

ある管轄区域の

行政裁判所

が、

て

į,

るか

否

か

に

か

かってい

る場合には、

行政裁判所

文は

ほ

か、

その連邦行政庁、

法人、

営造物又は財 土地管轄を有する。

可

0)

所

在

地

に

を拘束する。 の場合におい (3) 連 邦行政裁判所の裁判は、 て、 す べての高等行政裁判所及び行政裁判 第 一項第一号及び第二項 所

ば に、 ならない。 **4**) 号及び第三項は当該州の行政裁判所に準用されなけ 州 政 連 府 邦政府が第一 が 高等行政裁判所 そのような確認を申立てた場合には、 項による確認を申立ててい Ø) 裁判 は、 当 該 捅 0) ない すべての 第二 とき 項 n

第五 兰条 〔行政裁判所の土地管轄

行政

、裁判所を拘束する。

土: 地管轄は、 次のとおりとする

関連する争訟については、 る管轄区域 連 不 |邦行政庁又は連邦に直属する公法上の法人、 動産又は土地の上にある権利若しくは法 0 行政裁判所 が、 その財産又は土地の所在地にあ 専属的 に土地管轄 を有する。 律 関 営造 係に

轄区域 おいて、 第五四条 くは住所のないときは居所若しくは最後 轄区域の行政 合には、 管轄権を有する一つの行政庁が、 管轄を有する。 くは住所を有する管轄区域の行政裁判所、 ときは、 ついても、 兀 (1) の行政 その他 次の場合には、 管轄を定める。 それに不服 第四号により、 〔管轄 同様とする。 裁判所 裁判所 のすべての場合には、 数個 裁判 所 が、 が の行政裁判所の管轄区域にまたがって のある者が所在地又は住所を有する管 共通の直近上 の 指定 土地管轄を有する。 管轄を定める。 このような所在地又は 当該数個 行政行為をおこなっ 0 行政 被告がその 級裁判所 義務 裁判 の 住 又は所在地若し が、 づ 所を有した管 所管轄区域に 所在 けの 住 行 所 地若, が訴えに 政 が な た場

Ĺί

権内での管轄裁判所を指定する。

律上又は事実上の障害により裁判権を行使できないとき。 本来 の管 轄 裁 判 所 が、 個別 具 体 :の場 合 に お 法

89

き。

裁判所がその法的紛争を管轄するかについて明かでないと 二以上の裁判所管轄区域の境界に関して、 いずれ 0

裁判籍が第五二条によって定まり、二以上の裁判所

が管轄権を有すると考えられるとき。 四 二以上の裁判所が、 確定裁判で管轄権を有すること

を宣言したとき。

したとき。

その他の裁判所が確定裁判で管轄権を有しないことを宣言 二以上の裁判所がその法的紛争につき管轄権を有し、

ることができる。 2 上級審の裁判所に、 土地管轄が第五三条の規定により存在しないとき。 法的紛争の関係人及びその法的紛争を取り扱う裁判 申請を受けた裁判所は、 〔管轄裁判所の〕指定を申請す 口頭弁論を経な

第 編

手続

いで裁判をすることができる。

第七章

般的手続規定

〔裁判所職員の除斥及び忌避

第五五条 1 裁判所職員の除斥及び忌避は、 民事訴訟法第四一

から第四九条までの規定を準用する。

誉職行政裁判官の忌避について、裁判をする。

行政裁判官としてその職に従事することを除斥する。 2 先行の行政手続に関与した者も、 裁判官又は名誉職

民事訴訟法第四二条の規定に定める予断のおそれが、常に よってその利益に影響を受ける団体の代表者であるときは、 3 裁判官又は名誉職行政裁判官が、当該手続の結果に

根拠づけられる

第五六条〔秩序規定〕 公開、 法廷警察及び裁判所用語に関する裁判所構成法第

六九条から第一九一条までの規定を準用する。

条までの規定も準用する。 第五七条 評議及び評決には裁判所構成法第一九二条から第一九八 〔評議・評決

第五八条 〔聴聞〕

1

あらゆる裁判に先立ち、

第八五条の規定の場合を除

を受けなければならない。

いて、その裁判により不服となるであろう関係人は、

口頭弁論が規定されている場合を除き、

条

により行うことができる。 3 口頭弁論にはすべての関係人が呼出されるものとす

尋問は書

面

K部の裁判官が、

名

には、 ればならない。 事前呼出しの行われない個人尋問が避けられない その尋問 の内容は他の関係人に遅滞なく通知しなけ 場合

#### 第五九条 〔送達〕

1

- ければならない。 については、 指定及び呼出は、 期間の進行を開始させる命令及び裁判並びに期日の 明文で定められている場合に限り、 送達しなければならない。ただし、 送達しな 告知
- う。 2 送達は、 職権により、 行政送達法の規定に従って行

#### 第六〇条 〔期間

- 公示又は告知と同時に開始する。 達と同時に開始し、 1 期間の進行は、 又は送達が定められていないときは、 別段の定めがある場合を除 Ų て、 送
- の規定により計算する。 第二二四条二項及び第三項、 2 期間 は、 民事訴訟法第二二二条、 第二二五条並びに第二二六条 第二二三条第一項、
- 第六一 条 〔権利救済の教示
- 為をする場合には、 (1) 連邦行政庁は、 その法的救済を申し立てる機関及び その行政行為に対して認められ 取消請求を受けることのある行政行 〔法的救済〕 んる法的 期

らない。 間を関係人に教示するそうした教示書を添付しなけれ

ばな

- 教示を受けたときに限り、 所 が、 2 その所在地及び遵守されるべき期間について、 その法的救済、 上訴又はその他の法的救済のための期間 法的救済を申し立てる行政庁又は裁判 進行を開始する は 関係人 面で
- 不可抗力の場合には、第六二条第二項の規定を準用する。 期間の経過前に提起できなかったとき、この限りでない。 以内に限り、適法とする。ただし、不可抗力により一 その法的救済の提起は、送達、 3 教示がなされないとき、 公示又は告知の時から一 又は誤ってなされ たときは 年の 年
- 第六二条 1 法定の期間の遵守が故意又は過失なくして妨げられ 〔期間徒過の原状回復
- 61 た者には、 申立てにより、 原状回復を認めなければならな
- は なければならない。 ばならない。懈怠した法的行為は、 ればならない。 2 申立てがなくても、 申立ては、 申立てを根拠づける事実は、 障害がやんだ日から二週間内に起さなけ この追完がなされたときは、 認めることができる。 申立て期間内に追完し 疎明 原状回復 しなけれ
- (3) 懈怠した期間の末日から一年を経過した後は、 その

でない。

過前に申立てをすることができなかったときは、この限り申立ては不適法となる。ただし、不可抗力により一年の経

つき認定しなければならない裁判所が、裁判をする。④ 原状回復の申立てについては、懈怠した法的行為に

一 原告

第六三条

(関係人)

手続の関係人とは、次に掲げる者をいう。

二被告

三 参加人 (第六七条)

手続関与権を行使する場合に限る。 四 連邦公益代表者又は公益代表者。ただし、その者が

第六四条〔当事者能力〕

次に掲げる者は、手続に関与する能力を有する。

一 自然人及び法人

二 権利能力なき社団

第六五条〔訴訟行為能力〕

① 次に掲げる者は、手続行為をすることができる。

一 民法による行為能力者

者が民法又は公法の規定により、手続の目的物につき行為二 民法により行為能力を制限された者。ただし、その

② 権利能力のある社団又は権利能力のない社団のため能力がある者として承認されている範囲に限る。

③ 民事訴訟法第五三条から第五八条までの規定を準用に、その法定代理人、理事又は特別受任者が行為をする。

する。

第六六条〔訴えの主観的併合〕

の規定を準用しなければならない。 共同訴訟に関する民事訴訟法第五九条から第六三条まで

第六七条〔訴訟参加〕

果によって法的利益を害される第三者を参加させることが① 裁判所は、職権により又は申立てにより、裁判の結

できる。

訟参加)。 ては、その第三者を参加させなければならない(必要的訴がその第三者に対しても合一にのみなされうる場合においが。の第三者が争われている法律関係に関与し、その裁判

ない。参加決定には、事件の現状及び訴訟参加の理由を記③)参加決定は、すべての関係人に送達しなければなら

第六八条〔参加人の地位〕

載するものとそる。

参加は、

取消請求することができない。

参加人は、関係人の申立ての範囲内において、独立して

行うことができる。 攻撃又は防御の方法を主張し、 関係人と異なる本案の申立てをすることができる。 参加人は、 すべての手続行為を有効に 必要的訴訟参加の場合に限

# 第六九条〔弁護士強制―訴訟代理人・補佐人〕

理人に代理させることができる。 知しなければならない。 意代理人が選任されたときは、 できる。 権しなければならない。代理権は、 1 関係人は、手続のいかなる段階においても、 裁判所は、 追完の期間を定めることができる。任 裁判所は、 代理権は、 事後に追完することが その代理人に通 書面により授 任意代

- ことができる。 口頭弁論において関係者は補佐人とともに出頭する
- 政裁判 す能力を有するとき、 育機関の法学者は許可されている。 3 代理人及び補佐人として、弁護士及びドイツ高等教 所において、 それ以外の者もまた、 任意代理人及び補佐人として出廷で 行政裁判所及び高等行 適切な陳述をな
- なければならないことを命ずることができる。 4 決定で、 関係人が任意代理人及び保佐人に代理させ
- |村連合並びに公法上の法人、営造物及び財団に適用しな |項及び第四項の規定は、 連邦、 州 市 町 村 市

資格をもつ官吏又は職員によって代理させることができる ただし、その者が、 裁判官職の資格又は上級行政職の

場合に限る。

第八章 取消の訴え及び義務づけの訴えにつ ての特別規定

### 第七〇条 〔不服申立前置手続

ならない。ただし、 行政行為の合法性及び合目的性が事後審査を受けなければ 1 取消の訴えを提起するに先立ち、 法律が事後審査の不要を定めていると 前置手続にお

ζį て

行政行為が、 最上級の連邦行政庁によってなされた

とき。

必要としない

き

又は次に掲げるいずれかの場合には、

この事後審査を

為が最上級の州行政庁によってなされたとき。

法律が事後審査を定めている場合を除

61 て、 行 政

義務づけの訴えに第一項の規定を準用する。

行政行為の着手を求める申請が拒否された場合には

2

第七 一条 〔不服申立前置手続の開始

第七二条 (不服申立 一の期間と形式

前置手続は、

不服申

立

の提起によって開始する。

#### 93

たものとする。

査決定をする行政庁に提起した場合にも、 政行為をなした行政庁に提起しなければならない。 から二週間以内に、 1 不服申立は、 書面により、 行政行為が不服申立人に知らされた日 又は調書により、 期間は遵守され 不服審 その行

2 第六一条第二項及び第三項並びに第六二条を準用す

第七三条 〔不服容認決定 る。

送する。 立を、第七四条により管轄を有する行政庁に遅滞なく、移 服申立てを容認する。 行政庁は、 不服申立てを理由があると認めるときは、 その他の場合には、 行政庁は不服申 不

第七四条 [不服審查決定]

1 不服審査決定は、次に掲げる行政庁がこれをおこな

直近上級行政庁

う。

庁である場合には、 直近上級行政庁が、最上級の連邦行政庁又は州行政 当該行政行為をおこなった行政庁

自治行政に関する案件においては、 前置手続の裁決にあたり委員会又は諮問委員会の協 自治行政庁

力を定めている規定は、

影響を受けない。

3 不服審査決定には、 理由を付さなければならない

第七五条 〔出訴期間

を必要としないときには、 内に提起することを要する。 取消の訴えは、 不服審査決定の送達又は公示から 訴えは、 第七○条により不服審査決定 行政行為を知った日か 二月以

第七六条〔不服審査決定を要しない訴え―不行為の訴え〕 ら一月以内に提起することを要する。

期間が経過するまで、 き、 されないか又は申立に係る行政行為がなされないことにつ する必要のある場合は、 る。 求める申立ての時から三月を経過するまでは、 ができる。訴えは、不服申立の提起又は行政行為の着手を ないときは、第七○条にかかわらず、訴えを提起すること な理由もなく、相当の期間内に、本案の決定がなされてい 不服申立又は行政行為の着手を求める申立に対し、 十分な理由があるときは、 ただし、その事案の特別の事情により右の期 その手続を中断する。 この限りでない。 裁判所は、 裁判 不服申立が決定 裁判所の定め 不適法とす 所の定める 簡 この短縮

第七七条 〔不作為の訴え・出訴期間 け

ればならない。

政行為がなされるときは、

本案が解決された旨を宣言しな

又は右期間内に行

た期間内に不服申立が認容されるとき、

立の提起以降又は行政行為の着手を求める申立ての提起以 行われない場合を除いて、 可 能であった場合又は個別具体の事案の特別な事情により 法的救済の提起が不可抗力のため一年期間 第七六条による訴えは、 の徒過前 不服申 に不

### 第七八条 〔異議申立て又は審査請求

年を経過するまでに限り、提起することができる。

規定は、 のとする。 異議申立て又は審査請求手続に関する他の連邦法の すべて、 この章の規定によって置き換えられるも

3

申立てにより、

本案の裁判所は、

当該執行停

止

の効

する州法の規定についても、 前置手続としての異議申立て又は審査請求手続に関 同様とする。

#### 第七九条 〔被告

なわなかった行政庁の記載で足りる。 をおこなった行政庁の記載又は申請に係る行政行為をおこ 訴えの提起にとって、被告を表示するには、 原行政行為

# 第八〇条〔取消の訴えの対象〕

ける原行政行為とする。 訴 えの対象は、 不服審査決定によって変容された形にお

第八 1 . 一 条 不服申立及び取消の訴 〔執行停止の効力・即時執行の停止 えは、 執行停止の効力を有す

行政行為が法律を形成する場合についても、

同様とす

申立又は取消の訴えの執行停止の効力は、

予防的

61 る。 2 執行停止 の効力は公租公課及び費用 の請求には生じな

要と認めるときには、 政庁、第七○条第一項第二文の場合には当該行政行為を行 を全部又は一部につき除去することができる。 った行政庁は、 の訴えの提起後には、 不服審査決定を行わなければならない行政庁、 公の利益のため執行停止の効力の除去を必 当該不服申立につい 特別な命令によって執行停止 て裁決をした行 取

とができる。 の回復は、 裁判のときにすでにその行政行為が執行されている場合に 取消の訴えの提起前においても、 力を全部又は一部につき回復することができる。 その執行の取消を命することができる。 担保の供与又はその他の負担にかからしめるこ 適法である。 執行停止効力 裁判所は、 申立ては

は

求をすることができない。 4 第三項の規定による申立てに関する決定は、 その決定はいつでも変更し、 取消 又 請

に生命 は取り消すことができる。 **(5)** 執行が遅延すれば公の利益に危険がある場合、 健康又は財産に急迫の不利益が生じる場合、

95

不服

措置と表示された行政庁の命令に対しては、 第一項第三文及び第五項の場合にも、 生じな 裁判所は、

立てにより、 第三項の命令を行うことができる。

ら二週間以内に、 ることができる。 緊急の場合には、 裁判所に不服を申し立てることができる。 その裁判に対しては、 裁判所に代わり裁判長が裁判をす それを知った日

は、

継続するものとする。

### 第九章 行政裁判所における手続

## 第八二条〔訴えの提起

る調書により、 訴えは、 管轄行政裁判所に提起しなければならない。 書面により、又は書記課の書記官の作成す

を添付するものとする 2 訴状及びすべての書面には、 他の関係人のため謄本

## 第八三条〔訴状の内容〕

定は、その原本又は謄本を添付するものとする。 拠方法を記載するものとする。 立てを掲げることを要する。 訴状には、関係人及び訴訟物を表示し、 理由付けに役立つ事実及び証 係争の処分及び不服審査決 かつ、特定の申

#### 第八四条 (管轄

認める場合において、 行政裁判所は、 行政裁判権のある管轄裁判所を特定 土地管轄又は事物管轄を有しないと

> 言し、 できるときは、 かつその法的紛争を行政裁判権のある管轄裁判所に 原告の申立てにより、 決定で、 管轄違を宣

申

は、 移送しなければならない。 2 これに表示された裁判所を拘束する。 第一項の決定は取消請求することができない。 訴訟係属の効力

決定

の費用は、その決定に表示された裁判所で生じる費用の 3 第一 項の決定に〕 かかわった裁判所における手続

### 第八五条〔予備決定

部として取り扱われる。

理由を付した予備決定で、 えるときは、 1 訴えが不適法であり、 裁判所は、 口頭弁論期日の指定があるまでは、 訴えを却下することができる。 又は明らか に 理 由 が ないとみ

力を有する。 その他の場合には、 れたときは、その予備決定はなされなかっ 論を申立てることができる。 2 関係人は、予備決定の送達から二週間以内に口頭弁 予備決定は既判力のある判決として効 その申立てが期間内に提起さ たものとみなす。

### 第八六条 〔訴状の送達〕

時に、被告に、 裁判長は、被告に対して、 書面で意見を述べることを催告しなければ 訴状の送達をする。 送達と同

なら 第八七条 ない。 (職業探知主義 その期間 を定めることができる。 釈明義務· 準備書]

面

主張 1 及び証 関係人を招致しなければならない。 裁判所は、 |拠の申出に拘束されない。 職権により、 事実関係を探究する。 裁判所は関係. その 人の

不明 事実の記載を補充し、 めに重要なすべての説明をするように指示しなければなら した裁判所の決定によってのみ、 3 2 確な申立てを明確にし、 裁判長は、 頭 分論 に 関係人が、 お i s かつ、 てなされた証拠 事実関係の確定及び認定のた 有用な申立てをし、 形式上の誤謬の不備を除去し、 却下することができる。 の申 出 は 不十分な 理 由 を付

係人に催告することができる。 人に送達しなければならない。 ものとする。 4 関係人は、 裁判長 口頭弁論の準備のために書 は 期限を定 その書面は、 めて準備書 職 面 面 権で、 [を提出する の提出を関 関係

全部 閲覧に供する旨の申出を付記すれ て大量であるときは、 すでに相手方に知るところとなっているとき、 **5** 又は抜粋により添付しなければならない。 その 書面には、 その証書を詳細に表示し、 引用した証 書の ば足りる。 原本又は謄本をその その 又はきわ 裁判所で 証書が め

#### 第八八条 $\Box$ 頭 弁 の準

紛争の示談のために呼び出し、 をできる限り一 判長等」という。〕 の命令をしなければならない。 裁判長又は裁判長の指定する裁判官 回 は、 の口頭弁論で解決するために必要な一 口頭弁論に先立ち、 そして和解を受諾する権限 裁判長等は、 〔本条におい その法的紛 関係人を法的 って 裁 切

二項、 第八九条 〔訴えの申立てに対する拘 第四項第一文及び第二文を準用する。 束

を有する。

その他については、

民事訴訟法第二七二条b

第三項、

裁判所は、 訴えの要求を越えてはならない が、

申立ての

### 第九〇条〔反訴

文言には拘束され

ない

ない。

について管轄権を有するときは、 に反訴を提起することができる。 して提出された防御方法と関連するときは、 1 号の場合におい 反対請求が本訴で主張された請求又はこの請求に対 ٠ ۲ 他の裁判所が反対請求の この規定は、 適用 しな 本訴 ため 第五三条第 の裁 の訴 判所

第九一条 属 できない

(2)

取消

の訴え及び義務づけの訴えにおいては、

反

訴

#### (1) 訴 えの提起により、 〔訴訟係 紛争事件

は訴訟係属する。

適法とする。

2 紛争事件が、 行政裁判権のある裁判所にすでに訴訟

係属しているときは、 新たな訴えは、 その訴訟係属中は不

訴訟係属後に変更したことによって、 3 裁判所の管轄権は、 その管轄を根拠づける事情 影響を受けない。 が、

第九二条 〔訴えの変更〕

判所がその変更を有用と認めるときに限り、適法とする。 は口頭弁論において、当該変更された訴えに応訴したとき 2 1 被告が訴えの変更に異議を述べることなく、 訴えの変更は、他の関係人が同意するとき、 書面又 又は裁

らない。 は、 3 被告が訴えの変更に同意したものと承認しなければな 訴えの変更がない旨の裁判又は訴えの変更を適法と

第九三条 する旨の裁判は、 〔訴えの取下げ 取消請求することができない。

原告は、

判決が既判力を生ずるまでの間、

その者の

1

裁判所は、

関係人の本人出頭を命ずることができる。

要とする。 訴えを取り下げることができる。 が口頭弁論に関与したときは、 をした後の取下げは、被告の同意を必要とし、公益代表者 さらにその者の同意をも必 口頭弁論において申立て

2 訴えが取り下げられたときには、 裁判所は、 その手

より生ずる取下げの法的効果を言い渡す。

かつ、その決定におい

て、

この法律

続を決定で中止し、

第九四条〔手続の併合又は分離〕

の係属するその裁判所に数個の手続を、 裁判所は、決定で同種の〔法的紛争の〕 共通の弁論及び裁 目的物につい

って

判をするための、 裁判所は、一の手続に提起された数個の請求を分離し 併合し、 かつ、再び分離することができ

て、各別の手続で弁論及び裁判をすることを命ずることが

る。

できる。

第九五条〔手続の中断

判所は、当該他の法的紛争が解決するまで、 争の目的物をなす法律関係の存否にかかっていときは、 法的紛争の裁判の全部又は一 部 が、 他の係属する法的紛 弁論を中断 裁

第九六条〔本人出頭

ることができる。

び確定は、 は、 責めに帰すべき事由によって在廷しない場合には、 不在廷の場合には、 の罰金刑又は禁固刑二週間以内を戒告することができる。 決定で、当該戒告した刑を確定する。 繰り返してすることができる。 裁判所は、一○○○ドイツマルク以下 当該刑の戒告及 裁判所

告し、かつ、この者に対し確定しなければならない。は、当該刑は、法律又は定款により代表権を有する者に戒は、当該刑は、法律又は権利能力なき社団である場合に② 関係人が、法人又は権利能力なき社団である場合に

を、口頭弁論に派遣すべきことを課すことができる。態及び法律状態について十分に教示を受けた官吏又は職員対し、書面により代理権の授権をうけ、かつ、当該事実状対し、書のにより代理権の授権をうけ、かつ、当該事実状

# 第九七条〔直接の証拠調べ〕

できる。 又は宣誓をせずに尋問し、かつ、証書を取り寄せることが所は、とくに、検証をし、証人及び鑑定人を宣誓のうえで所は、とくに、検証をし、証人及び鑑定人を宣誓のうえでし、裁判所は、口頭弁論において証拠を収集する。裁判

11

ことができる。 ② 口頭弁論において関係人もまた宣誓のうえ尋問する

# 第九八条〔証拠収集の当事者開示〕

し、有用な問いを発することができる。発問に異議があるに立ち会うことができる。関係人は、証人及び鑑定人に対関係人は、すべての証拠調期日の通知を受け、証拠調べ

### 第九九条〔証拠調べ

ときは、

裁判所が裁判する

この法律に別段の定めがある場合を除いて、証拠調べに

第一○○条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕○条から第四九四条までの規定を準用しなければならない。は、民事訴訟法第三五八条から第四四四条まで及び第四五

の証書又は記録の提出及び情報の提供をなす義務を負わな① 最上級の所轄監督庁が、証書又は記録及び情報の内であろうこと、又は、その経過が法律上若しくは本質容を開示することが、連邦又はドイツの一の州の福祉を害

② 最上級の連邦行政庁の証書又は記録及び情報提供が ② 最上級の連邦行政庁で具備する場合、州政府は説明を行わ はって行われているときに限り、その証書又は記録の提出 はって行われているときに限り、その証書又は記録の提出 問題である場合において、第一項による説明が連邦政府に 問題である場合において、第一項による説明が連邦政府に

る場合には、民事訴訟法第三七六条を準用する。
③)公務に就いている者を証人又は鑑定人として尋問

# ① 関係人は、裁判所に提出された記録を閲覧すること第一〇一条〔記録の閲覧〕

② 関係人は、自己の費用で、書記課に、正本、抄本及ができる。

び謄本の交付を求めることができる。

並びに評決又は刑事処分に関する書類を、 3 判決、 決定及び処分の草案、その準備のための書類 提出しないし、

また謄本によっても通知しない。

# 第一〇二条〔口頭弁論主義

いて裁判をする。 1 裁判所は、 別段の定めがない限り、 口頭弁論に基づ

裁判をすることができる。 2 3 判決以外の裁判所の裁判は、 関係人の同意をえて、 裁判所は、 別段の定めがない限り、 口頭弁論を経ずに

 $\Box$ .頭弁論を経ずにすることができる。

## 〔呼出〕

短縮することができる。 ばならない。 間以上の呼び出し期間をもって、 |週間以上の呼出期間をもって、 1 口頭弁論の期日が指定されたときはただちに、 急を要する場合には、 関係人を呼び出さなけれ 連邦行政裁判所の場合は 裁判長は、 この期間を 週

摘記しなけ まま弁論が行われ、 呼出状には、 ればならない。 関係人が在廷しない場合には不在廷の か 2 裁判がなされることがある旨を

一〇四条

〔口頭弁論の進行〕

- (2) (1) 事件の呼び上げ後、 裁判長は、 口頭弁論を開始し、 裁判長又はその受命裁判官は かつ、 指揮をとる。
- 3 これに対し、 関係人は、 申立てをし、 かつ、これ

記録の重要な内容を朗読する。

理由づけるために発言する。

第一〇五条〔紛争事件の討議〕

び法律の点につき討議し尽くさなければならない (1) 裁判長は、 関係人とともに、 紛争事件を事実の点及

異議があるときは、 な問いを発することを許さなければならな 2 裁判長は、 陪席判事に対し、その求めにより、 裁判所が裁判をする。 その発問

有用

論の終結を宣言する。 (3) 紛争事件が十分に討議された後、 裁判所は、 その再開を決定すること 裁判長は、

口頭弁

第一〇六条 〔口頭弁論調書

ができる。

らず、この調書には裁判長又は尋問裁判官及び記録係が署 てなされた申立ての最終内容は、 記録係が加わる。 1 口頭弁論及びすべての証拠調べのため、 弁論の重要な経過、 調書に録取しなければな とくに関係人によっ 宣誓をした

証人、 鑑定人又は関係人の供述についての調書は 名しなければならない。

第一〇九条

〔自由心証主義〕

またいかなる異論が唱えられたかについて、 調書には、これが行われたこと、 これらの者に朗読し又は印刷して提出しなければならない。 それが承認されたこと、 記録に留めら

尋問を受けた者もまたその供述について署名するものとす れなければならない。 П |頭弁論外における尋問については、

#### 第一〇七条 〔和解

関係人は、

訴えの対象を処分することができる場合に限

る。

ŋ ŋ 所又は受命裁判官若しくは受託裁判官の作成する調書によ 主張に係る請求の全部又は一部を解決するため、 和解を調えることができる。 裁判

### 第一 〇章 判決及びその他の裁判

### 第一〇八条 〔終結判決

判をする。 訴 えについては、 別段の定めがない限り、 判決により裁

ŋ 理由を記載しなければならない。 (1) 裁判をする。 裁判所は、 判決には、 手続の結果全体から得た自由な心証によ 裁判官の心証の根拠となった

1

裁判所は、

行政行為を違法と認めるとき、

その行

(2) 判決は、 関係人が意見を述べることができた事実及

び証拠調べの結果のみを基礎としなければならない。

### 第一一〇条 (中間判決

することができる。 訴えの適法性について、 中間判決で、

あらかじめ裁判を

## 第一一一条 (一部判決)

所は、 訴訟物の一部のみが裁判をするのに熟するときは、 一部判決をすることができる。

## 第一一二条

に理由があると宣言したときは、 あらかじめ裁判をすることができる。 あるときは、 給付の訴えにおいて、 〔原因判決 裁判所は、 中間判決で、 請求の原因及び数額につき争 数額 その原因に 裁判所は、 につき審理をしなけ その請求 て、

### ればならない旨を命ずることができる。 一三条 〔判決裁判所の構成

裁判官に限り、 判決の基礎をなす審理に関与した裁判官及び名誉職 判決をすることができる。

#### 決 四 条 〔取消の訴え及び義務づけの訴 えの場 合 O) 判

されている場合には、 行為及び不服審査決定を取り消す。 裁判所は、 申立てにより、 行政行為がすでに執行 行政庁

前に撤回又はその他の方法により解決されている場合にお るのに熟しているときに限り、 法的にこれをすることができ、 あ 13 て、 らわせて言い渡すことができる。この言渡しは、 原告がその違法の確認につき正当な利益を有すると 許される。行政行為がその かつ、この問題が裁判をす 行政庁が

その執行を撤回しなければならないこと、及びその方法を、

あった旨を言い 2 係争の行政行為が金銭又はその他の代替物の給付又 い渡す。

裁判所は、

申立てにより、

判決で、

行政行為が違法で

決もまたすることができる。 又はその確認を別の確認に置き換えることができる。 は確認に関するときは、 るときは、 3 行政行為の取消しのほかに給付を求めることができ 同 の手続におい 裁判所は異なる額の給付を確定し、 って あわせて給付を命じる判

べき義務があることを言い 行政庁が裁判所の法的見解を尊重して、 すべしとの義務を言い めるとき、 4 裁判所が行政行為の拒否又はその不作為を違法と認 裁判所は、 渡す。 行政庁が申請に係る職務行為に着手 渡す。 その他の場合には、 原告に決定をなす 裁判所は

を有するが、 行政庁が、 しか その裁量により 裁量の法律上の限界を踰越したとき、 (行政) 活動をする権限

> 使したときにも、 違法性は存在する。

又は、その授益の目的に適合しない態様でその裁量権を行

第一一五条 〔判決の告知・送達〕

に指定する期日に告知する。 て、その口頭弁論が終結した日に、 (1) 判決は、 口頭弁論が行なわれた場合には、 この指定期日は、 特別の場合には、 二週間を越 原則とし

直

えて定めてはならない。

2

しなければならな 3 裁判所は口頭弁論を経ずに裁判をする場合、 その 判

の場合、判決書は口頭弁論から二週間以内に書記課に交付

告知に代えて判決を送達することは適法である。

決は送達によって関係人に行う。

第一一六条 〔判決書の形式と内容〕

席裁判官が、 判長が、裁判長に支障があるときは勤務年数の最も長 る。 ならない。 面に作成し、 1 判決は「国民の名において」なされる。 裁判官が署名するのに支障がある場合には、 支障の理由を付して、その旨を判決に附記 その裁判に関与した裁判官が署名しなけれ 判決は、 い陪 書 裁 ば

決は、 2 告知 告知 (の日から起算して二週間の経過前に完成して (の際まだ完全に文書に作成されてい なかった判

成し、 できないときは、 書記課に交付しなければならない。 ならない。その場合、事実及び裁判の理由は、 裁判官が署名して、 裁判官別に署名して、 事実及び裁判の理由を記載しない判決に その判決文を書記課に交付しなけ 書記課に交付しなければなら 例外としてこれを完成

後に直に作 れば

3 判決には、 次に掲げる事項を記載する。

関係人、

その法定代理人及び任意代理人の氏名、

家

が

ない。

族状況、 裁判所及びその裁判に関与した構成員の表示 職業、 住所及びその手続における地位 一の表 示

判決の主文

Ŧi. 事実 裁判 この理由

上訴 0) 教示

4 書記課の書記官は、 送達の日及び第一一五条第一項

ない。

2

その

〔追加

9

裁判は、

判決の送達から二

一週間以

内

部

付記に署名しなければならない。 第一文の場合には告知の日を判決書に付記し、 か つ、 その

第一一七条 〔判決の訂〕

明白 (2) (1) な誤りを、 裁判所 訂正については、 は つでも訂正することができる 判決の誤記、 口頭弁論を経ずに、 計算違い及びこれ 裁判をするこ に類する

> とができる。 訂正決定は、 判決及び正本に付 記する。

第一一八条 (事実の訂正を求める申立て)

を含むときは、その判決の送達から二週間以内にその 1 判決中の事実関係の叙述が、その他の誤り又は不明

を申し立てることができる。

この決定は、 より決する。 与した裁判官だけが、 ある場合において、 2 裁判所は、 取消請求することができない。 訂正決定は、 証拠調べをしないで、決定で裁判をする 可否同数のときは、 その裁判に関与する。 判決及び正本に付記する。 裁判長の意見に 当該判決に関 裁判官に支障

第一一九条 〔判決の補充

てにより、 その全部又は一部を脱漏して裁判されていたときは、 1 事実について関係人がした申立て又は費用の負担 後日の裁判で、 当該判決を補充しなければなら 申立 が

に申し立てなければならない。

0) みを、 3 口頭弁論は、 その対象とする。 法的紛争のうちまだ解決されない

一二〇条 〔判決の実質的既判力

既判力のある判決は、 訴訟物について裁判がなされた範

準用する

第一二一条〔決定・予備決定の準用規定〕囲に限り、関係人及びその承継人を拘束する。

- 第一一八条及び第一一九条の規定を、決定及び予備決定に① 第八九条、第一○九条第一項第一文、第一一七条、

第一一章 仮処分

第一二二条〔仮処分命令〕

ら必要と認められる場合に限る。

に係属するときは、控訴裁判所とする。第八一条第七項を仮処分命令の裁判所は、第一審裁判所とし、本案が控訴審② 仮処分命令を発するには、本案の裁判所が管轄する。

準用しなければならない。

- 第九四五条を準用しなければならない。九三二条まで、第九三八条、第九三九条、第九二八条から第第九二一条、第九二三条、第九二六条、第九二八条から第(仮処分命令を発するには、民事訴訟法第九二○条、
- する。 ④ 仮処分命令に対しては、口頭弁論の申立てをするこ

第三編 上訴及び再審

第一二章 控訴

第一二三条〔控訴の受理―受理理由〕

② 控訴は、判決の送達から一月以内に、書面により、理由として、判決は、取消請求をすることはできない。裁判所に控訴することができる。費用に関する裁判のみを① 行政裁判所の判決に対しては、関係人は、高等行政

が した裁判所に提起しなければならない。 又は書記課の書記官の作成する調書により、 控訴期間内に高等行政裁判所に提起されたときにも、 控訴期間は、 係争の裁判を 控訴 遵

守されたものとする。

証拠方法は、 立てを記載することを要する。理由づけに役立つ事実及び 控訴状には、 記載するものとする。 係争の判決を表示し、 か う、 特定の 申

第一二四条 控訴手続については、 〔手続・決定による却下―抗告 この章に別段の定め いがない

第一審手続の規定

(第

[編)

を準用する。

第一二五条 控訴は、 (取下げ) 判決が既判力を生じるまでの間、 取り下げ

取下げは、 ることができる。 わったときは、さらにその者の同意をも必要とする。 被告の同意を、 口頭弁論において申立てがなされた後 及び公益代表者が口頭弁論 に加 0

第一二六条〔附带控訴 裁判所は、 2 取下げは、提起された上訴の敗訴の結果を生ずる。 決定で、 費用 の負担について裁判をする。

することができる。 13 ても、 被控訴人及びその他の関係人は、 すでに控訴を放棄しているときでも、 附帯控訴が控訴期間の経過後にはじめ 口頭弁論の進行中にお 附帯控訴を

> においては、 として却下されるときに、 て提起された場合、 控訴が取下げられるとき、又は控訴が不適法 又は関係人がその控訴を放棄した場合 附帯控訴はその効力を失う。

第一二七条 〔審査の範囲―新たな提出

裁判所と同じ範囲にわたり、 (裁判所は) 高等行政裁判所は、 新たに提出された事実及び証拠方法をも斟酌 控訴申立ての範囲内に 係争事件を審理する。 おい ż 高等行 行 政

第一二八条 〔第一審判決の変更

限

ŋ

する。

政

限り、 変更することができる。

行政裁判所の判決は、

その変更が申

し立てられた範囲

第一二九条〔破棄差戻し

決で係争の裁判を破棄し、 1 高等行政裁判所の判決は、 その事件を行政裁判所に差し戻 次に掲げる場合には、 判

すことができる。

行政裁判所が、

本案についてみずから裁判をしない

で、 訴えを却下したとき。

手続に重大な瑕疵があるとき。

が 知られるに至ったとき。 裁判にとって重要である、 新たな事実又は証拠方法

第 一三〇条 〔控訴の制限

105

- するか又は特別の受理にかからしめることができる。 1 特別の法分野については、 法律により、 控訴を排除
- 政裁判 れ 該受理に期待しうるとき、 反する判断をするとき、 ばならない。 2 所が連邦行政裁判所又は高等行政裁判所の判例に相 控訴が特別の受理にかかっている場合におい 又は基本的な法律問題の解明 行政裁判所はその受理をしなけ て、 が当 行

裁判所の判決の既判力を妨げる。 政裁判所に提起しなければならない。 よって独立して取消請求をなすことができる。 (3) 控訴の不受理は、 判決の送達から一月以内に抗告に 抗告の提起は、 抗告は、 行政 行

の送達と同時に、 判決は既判力を生じる。抗告が認容される場合、 判決をする。 4 抗告が容認されない場合、高等行政裁判所は決定で 高等行政裁判所が控訴を却下すると同時に、 控訴期間は進行しはじめる。 抗告決定

第 三章 上告

# 第一三一条〔上告の受理

判所がその上告を受理したときに限り、 は 第一三二条の規定の場合を除くほか、 高等行政裁判所の判決 (第四九条第 (関係人は連邦行 この高等行政裁 一号)に対して

政裁判所に〕上告も提起することができる。

2 上告は、 次に掲げるいずれかの場合に受理しなけれ

ばならない。 基本的な法律問題の解明が期待されうるとき。

級の連邦行政庁又は最上級の州行政庁によって代表され (連邦の委任行政としての最上級の連邦行政庁、 上

連邦鉄道、 連邦、 連邦に直属する法人若しくは連邦に直属する営 (理事又は理事会によって代表される) ドイツ

る

造物又は公法上の財団が関与しているとき。

反するとき  $\equiv$ 判決が、 連邦行政裁判所又は行政裁判所 Ø 判例に

相

- 係争の裁判をした裁判所に提起しなければならない。 により、独立して取消請求をすることができる。 3 上告の不受理は、 判決の送達から一月以内に、 抗告は、
- 4 抗告の提起は、 判決の既判力を妨げる。

**⑤** 

連邦行政裁判所は、

抗告を容認しないときは、

抗告決定の送達と同時に、 判決は、 裁判をする。 既判力を生ずる。 連邦行政裁判所が抗告を却下すると同時 上告期間は進行しはじめる。 抗告が認容されたときは

### 第一三二条 〔絶対的上告理由

手続上の重大な瑕疵のみが責問され、 かつ第一三一

1

決に対する上告 条第二項の要件の一つ (第四九条第一号)の提起には、 が備わるとき、 高等行政裁判所 受理を必 の判

- に、 つねに存在する。 手続上の重大な瑕疵は、 次に掲げるい ずれ かの場合
- 断 のおそれがあるため忌避されていた裁判官が、 法律により裁判官の職務の遂行を除斥され、 判決裁判所が、 規定に従って構成されていないとき。 裁判に関 又は予

裁判官による聴聞がひとりの関係人に対し行わ れな

かっ

たとき。

与したとき。

訴訟追行に同意した場合を除

きる。

理されていないとき。

ただし、その者が明示又は黙示にそ

の関係人が、

手続におい

て法律の規定に従って代

論に基づいてなされたとき。 五. 判決が、 手続の公開に関する規定に違反した口頭弁

その裁判が理由を付してい ないとき。

#### 第一三三条 の行政庁又は最上級の州行政庁によって代表されてい (1) (連邦の委任行政として最上級の連邦行政庁、 〔飛躍上告

連邦、

(理事又は理事会によって代表されている)

ドイツ

上級

る

判決 かつ、 告をすることができる。 造物又は公法上の財団が当該手続に関係人となってお 連邦鉄道、 (第四九条第二号) 被上告人が同意するとき、 連邦に直属する法人若しくは連邦に直属する営 に対して、 同意書は、 関係人は、 控訴審を省略して、 上告状に添付しなけれ 行政裁判所 上

0)

ばならない 2 (飛躍) 上告の提起及び同意は、 控訴 0) 放棄とみ な

#### 第一三四条 〔上告理 由

される。

続に重大な瑕疵があったことをもその理由とすることがで ができる。 い適用に基づくことをその理由とする限り、 1 上告は、 第四九条第一 係争の判決が連邦法の不適用又は正しくな 項の規定の場合には、 提起すること 上告は、 手

つ理由 ない。 実の認定に拘束される。 2 連邦行政裁判所は、 のある上告理由書が提出されたときは、 ただし、 係争の判決においてなされ その認定に関し、 この 限りで 適法か た事

政 が審理されなければならない。 3 裁判所は、 手続の瑕 当該主張に係る上告理由に拘束されない。 疵が責問される場合、 その他 主張に係る理 の場 合に は 連 由 邦 のみ 行

した裁判所に提起し、

かつ、翌一月以内に上告理由書を提

# 第一三五条〔期間—形式—理由書提出

又は書記課の書記官の作成する調書により、 (第一三一条第五項)の送達から一月以内に、 1 上告は、 判決の送達又は上告の受理に関する決定 係争の判決を 書面により、

とができる。 された申立てにより、 出しなければならない。 上告理由書の提出期間を延長するこ 裁判長は、 右の期間の経過前にな

する事実及び証拠方法を表示することを要する。 立てを掲げることを要する。上告理由書は、 及び手続の瑕疵を責問する場合には、 上告の提起を受けた裁判所又は上告不受理を理由に 上告状には、 係争の判決を記載し、 かつ、 瑕疵を明らかに 違反した法規 特定の申

抗告の提起を受けた裁判所は、 抗告状を連邦行政裁判所に提出する。 記録とともに、上告状又は

### 第一三六条〔取下げ〕

げは、 に加わったときは、 ることができる。 上告は、判決が既判力を生じるまでの間、 被上告人の同意を、 口頭弁論において申立てをした後の取下 さらにその者の同意をも必要とする。 及び連邦公益代表者が口頭弁論 取り下げ

取下げは、

上訴の敗訴の効果を生ずる。

裁判所は、

3

2

決定により、 費用負担について裁判をする。

## 第一三七条〔上告手続

訴に関する規定を準用する。

上告には、この章に別段の定めがある場合を除

かいて、

控

第一三八条〔訴えの変更・訴訟参加の不許

# 第一三九条〔適合要件の審査

る。

上告手続における、

訴えの変更及び参加は、

不適法とす

由が付されているかどうかを審理する。 が法定の形式により法定の期間内に提起され、かつ上告理 連邦行政裁判所は、 上告が行われたかどうか、 これらの要件の 及び上告

# 第一四〇条〔上告についての裁判〕

を欠くときは、上告は不適法とする。

- 1 上告が理由があるときは、 本案についてみずから裁判をすることができる。 連邦行政裁判所
- 判決を破棄し、かつ、さらに〔別の審級で〕弁論及び裁判 をさせるため、 その事件を差し戻すことができる。

\_

係争の判決の基礎とされた事実認定とともに、

その

を棄却する。 上告が理由がないときは、 裁判の理由が現行法に違反するが、 連邦行政裁判所は、 他 の理 由 により 上告

なけ

ればならない

なければならない 裁判自体は正当であると認められるときは、 上告は棄却

- 4 これを却下する。 上告が不適法であるときは、 連邦行政裁判所 は 決
- は、 政裁判所にその事件を差し戻すこともできる。 の裁量により、 論及び裁判をさせるため、 どおり高等行政裁判所に控訴されて係属したであろう場合 による飛躍上告の場合において、 高等行政裁判所における手続は、 連邦行政裁判所は、 控訴につき管轄権を有したであろう高等行 その事件を差し戻すときは、 第四九条第二号及び第一三三 さらに その法的紛争が通常 〔別の審級で〕 この場合に 弁 条 そ
- と同一 6 の原則を適用する。 さらに弁論及び裁判をするため、 事 件の差し戻され

た裁判所 は 上告裁判所の法律判断をその裁判の基礎とし

### 四一条〔高等行政裁判所へ の上告

場合には、 か 2 州 法につき第一三〇条により控訴が排除又は制限され 連邦行政裁判所における上告手続についての規定を 州立法府は、 高等行政裁判所への上告を受理し、 る

準用する旨を定めることができる。

#### 第 四章 抗告

#### 第一 四二条 〔抗告の 適法性、 許 可抗告

他その裁判により影響を受ける者は、この法律に別段の定 び行政裁判所の裁判長の裁判に対しては、 1 判決又は予備決定以外の行政裁判所 関係人及びその の裁判に対 し及

又は期日の指定に関する規定、 めがない限り、 に関する決定並びに手続及び請求の併合分離に関する決定 訴訟指揮に関する処分、 高等行政裁判所に抗告することができる。 証拠決定、 釈明命令、 弁論 証 拠申 「の延期 出 の却下

2

# 第一四三条〔抗告の提起

は

抗告をもって、

取消請求をすることができない。

より、 判所に提起しなければならない。 1 又は書記課の書記官の作成 抗告は、 裁判を知った日 から二週間以内に、 する調書により、 行政 書 面 裁 に

されたときにも、 遵守されたものとする。

2

抗告期間は、

抗告が期間内に高等行政裁判所

の移送 第 四四 1 があると認めるときは、 係争 四四 条 Ò 〔行政裁判所による更正又は高等行政裁判所 裁判をした行政 裁判 その裁判を容認しなければ 所又は裁判長 は 抗告に

理

由

政裁判所に移送しなければならない。 5 その他の場合には、 その抗告を、

### 第一四五条 〔執行停止の効力〕

ことができる。 0) いても、 ときに限り、 1 裁判の執行を一時停止しなければならないことを決める 抗告は、その抗告が刑の確定をその対象としてい 刑罰係争の裁判をした裁判所又は裁判長は、 執行停止の効力を有する。その他の場合にお 係争 る

影響を受けない。 2 裁判所構成法第一七八条及び第一八一条第二項は、

### 第一四七条 高等行政裁判所は、抗告について、 (異議の申立)

決定で、

裁判をする。

第一四六条

〔決定による裁判

準用する。 ければならない。 所の裁判を申し立てることができる。 ては、 受命裁判官若しくは受託裁判官又は書記官の裁判に対し 又は書記課の書記官の作成する調書により、 それを知った日から二週間以内に、 第一四三条から第一四五条までの規定を 申立ては、 同一 提起しな 9 書面によ 裁判

## 四八条 〔連邦行政裁判所への抗告の禁止

(1)

高等行政裁判所の裁判は、

第一三二条第三項の場合

(1)

遅滞なく高等行 を除くほ か、 連邦行政裁判所への抗告をもって、

若しくは受命裁判官又は書記課の書記官の裁判には、 をすることができない。 2 連邦行政裁判所における手続におい て、

第 Б. 章 再 審 四七条を準用しなければならない

#### 第一四九条 〔再審

1 既判力をもって終結した手続は、 民事訴訟法第四

所の手続においては連邦公益代表者も、 の規定に従って、 2 公益代表者のほか、 再審することができる。 始審にして終審の連邦行政裁判 無効の訴え及び回

第四編 費用及び執行 復の訴えを提起する権限を有する。

第一 六章 費用

#### 第一五〇条 〔当事者

この章に規定する当事者とは、

原告及び被告をい

〔費用負担義務の原則

### 一五一条 敗訴の当事者は、 手続の費用を負担する。

取消請 求

負担に帰する。 2 成果のなか 0 た上訴 この費用は、 上訴を提起した者の

影響しない じた費用を分担させることができる。 参加人に対しては、 その者が手続に関与した後に生 第 五五条第二文は

させることができる。 の故意又は過失によって生じたときを除いて、 4 成果のあった再審手続の費用は、 その費用が関係人 国庫に分担

場合の費用負担義務 第一五二条〔費用分担 取下げ、 回復、 移送、 故意過失の

1

事者が

部勝訴し、

部敗訴したときは、

その費

他方の当事者の敗訴が小部分にすぎないときは、 殺されたときは、 用を相殺するか、 裁判費用は、 又は按分しなければならない。 各自が折半して分担する。 費用 方の当 が相

げた者は、 2 申立て、 費用を負担しなければならない。 訴え、上訴又はその他の法的救済を取り下

事者に費用の全部を分担させることができる。

負担 3 けるる。 原状回 |復の申立てによって生じた費用は、 申立人が

者に分担させることができる **(4**) 関 係 人の故意又は過失によって生じた費用 は この

担する

用 が

#### 第 一五三条 〔即時認諾 の費用負担義務

訟費用は、 場合において、 被告が、 その態度により訴えの提起を誘発したのではな 原告の負担に帰する 被告が直ちに請求を認諾するときは

訴

ŲΔ

第一五四条 〔代理人の費用負担

意代理人が重大な過失により惹き起こした費用 1 裁判所は、 費用の裁判において、 法定代理人又は任 を その

2 に分担させることができる。 その裁判は、 独立して第一四二条に基づき取消

請 求す

ることができる。

費用を負担する義務のある側が複数の者 一五五条〔共同訴訟の場合における費用負担義務 からなるときは、

判をすることができるときは、 が、 民事訴訟法第一○○条を準用する。 費用を負担する義務のある側に対して、 費用は、 争わ 連帯債務者として れている法律関係 合一 にのみ裁

一五六条 〔和解の場合の費用負担 その複数の者に分担させることができる。

は |費用についてなんらの定めもしていないときは| 法的紛争が裁判上の和解によって解決し、 各自折半する。 裁判外の費用は、 各関係人が各自負 か つ 関係人 裁判費

#### 第一五七条 (費用裁判)

始したときは決定で、 裁判所は、 判決において、 費用について、 又は手続がその他の態様で終 裁判をしなければな 裁判所は

らない。手続がその他の態様で終結するときは、

第一五八条 決定で裁判をする。 〔本案の解決〕

法的紛争の本案が解決されたときは、

裁判所は、

第一一

四 及び紛争状態を斟酌しなければならない。 決定で、 [条第一項第四文の場合を除くほか、 手続の費用について裁判をする。 衡平な裁量により、 従前の事実状態

第一五九条〔償還を受ける費用

う。 的に適った権利の伸張又は防御に必要な関係人の支出をい 費用とは、 前置手続の費用を含め、 裁判費用及び目

用

の額を確定する。

2

弁護士、

適格行政法学者又は法律補佐人の手数料及

場合において、 必要と宣言したときは、 び立替金、 常に償還を受けることができる。 租税事件については税理士の手数料及び立替金 裁判所が前置手続への任意代理人の関与を 手数料及び立替金の償還を受ける 前置手続が係属した

ことができる。 3 参加人の負担した裁判外の費用は、 償還を受けるこ

庫又は敗訴当事者に分担させることができる

とができない。

裁判所は、

衡平の見地から、この費用を国

第一六〇条〔裁判費用徴収規定

の間、 徴収規定を、 行政裁判権に関する統一的な裁判費用法を公布するまで 第一審裁判所の 連邦行政裁判所における上告手続については 所在地で従来妥当している裁判費用

び適格行政法学者の手数料及び立替金についても同様とす ない。証人及び鑑定人の請求について、 さらに、 弁護士及

連邦行政裁判所に関する法律の規定を適用しなければなら

### 第一六一条 〔費用の確定

る。

第 一審裁判所の書記官は、 申立てにより、 償還すべき費

対し、この法律の第一四章により取消請求をすることがで 第一六二条 関係人は、 〔費用確定の異議の申立〕 〔償還しうる〕

費用の確定又は訴額

の確定に

第一六三条 〔訴訟上の救助

(1)

訴訟救助権の同意には、

民事訴訟法の規定を準用

きる。

なければならない

訴訟救助権の同意を受けた関係人に対し、

裁判所

は 申

立てにより、 人の代理人を付けることができる。 その者の権利を無償にて仮に保障するために、 ただし、このことが

その者の権利の伸張又は防禦のため合目的的で必要だと認 められる場合に限

ができない。 訴訟救助権に同意する決定は、 その他 の場合には、 抗告手続はこの法律の第 取消請求をすること

四章による。

### 第

第一六四条 1 この法律に別段の定めがな 〔判決及びその他の債務名義の執行〕 い限り、 執行には、

民事

訴訟法第八編の規定を準用する。 2 取消の訴え及び義務づけの訴えに対する判決は、

仮

執行 の宣言を付することができない。

### 第一六五条 〔債務名義

(1) 執行は、 次に掲げるものに基づいて行う。

既判力の生じた裁判及び仮執行宣言付き裁判所裁判

仮処分命令

四 費用 裁判上の和解 確定決定

(2) 執行のため、 関係人に対し、 その者の申立てにより、

様に、

事実及び裁判の理由を省略した判決の正本を付与すること

ができる。この正本の送達は、完全な判決の送達と同

O

効力を有する。

第一六六条〔行政庁のための

執行

その執行は、

行

行政庁のために執行をすべき場合には、

政執行法による。

第一六七条〔公法上の権利主体に対する執行 1 連邦、 市町村連合、 市町村、 公法上の法人、

造物又は財団に対し、

金残債権を理由に執行をすべき場合

には、 庁、 その裁判所は、 裁判所又は州法により管轄を有する執行機関に委嘱 債権者の申立てにより、 執行又は各執行措置を実施するため、 第一審裁判所が執行を行う。 行政

る。 又は執行の名宛人が公法上の営造物及び財団のときには 2 委嘱機関は、 裁判所は、 執行処分を発する前に、 その委嘱を遂行する義務を負う。 行政庁に対

その法定代理人に対し、 置をとるべき旨の催告とともに、 督庁に対し、 裁判所の定める期間内にその執行を免れる措 さらにその上級行政庁若しくは監 当該行おうとする執行

行政庁の管理する財産につき執行がなされるべき場合、 通知しなければならない。 通知をうけなければならない。 連邦大蔵大臣もまた、 州は州行政庁につ 他の連 同 邦

③ 執行は、行政庁の公の任務の履行のために欠くことて類似の規定を定めることができる。

異議については、執行裁判所は、所轄の連邦大臣又は州大対しては、許されない。ある物件が必要不可欠であるとのができない物件、又はその譲渡が公の利益に反する物件に

④ 公法上の銀行又は金融機関には、第一項から第三項臣を聴取して裁判をする。

までの規定を適用しない。

第一六八条〔行政庁に対する罰金刑〕

第一一四条第一項第二文及び第四項の場合において、

繰り返して課すことができる。 過した後は、これを確定する。罰金刑は〔その行政庁に〕政庁に対して、〕期間を定めて二〇〇〇ドイツ・マルク以政庁に対して、〕期間を定めて二〇〇〇ドイツ・マルク以ときは、第一審の裁判所は、申立てにより、決定で、〔行行政庁が、判決でその行政庁に課された義務を遂行しない

② 第一項は、最上級の連邦行政庁及び州行政庁に適用

しない。

# 第五編 最終規定及び経過規定

第五級 - 量終表気及て系近表気

裁判所構成法及び民事訴訟法は、民事訴訟手続及び行政訴この法律が手続に関する規定を定めない場合において、第一六九条〔民事訴訟法及び裁判所構成法の準用〕

きを除いて、準用されなければならない。 訟手続の性質が原則的に相違するため準用が排除されると

### 第一七〇条

第六九条第三項による適格行政法学者は任意代理人及び補① 連邦弁護士法による統一的規制がなされるまでの間

佐人として一般的に許可されている。

のある裁判所での出延を一般に許されているものもまた含基づき高度な行政職務をなす能力を有し、かつ行政裁判権② 適格行政法学者とみなされる者には、法定の試験に

#### 第一七一条

まれる。

る規定は行政の分野において適用されなければならない。行政強制に関する規定及び公法上の金銭債権の施行に関す行政執行法が発効するまでの間、施行地に妥当している、

第一七二条

第一七五条 のとみなす。 法の規定を無効だと宣言したときには、 あ る州の 憲法裁判所が州法の無効を確認したとき又は州 当該州の特別な法

律規定を除いて、

無効だと宣言された規範をよりどころと

くなった)裁判は、 した、行政裁判権のある裁判所の 影響を受けない。 (もはや取消請求できな そのような裁判に基

づく執行は許されない。 民事訴訟法第七六七条を準用する。

事物に適った解決に必要である場合に限る。

廷を開くことができる。

ただし、この法廷が迅速でかつ、

裁判所所在地のほ

かでも法

0

行政裁判権のある裁判所は、

第一七四条

具備している場合、 軍人の場合、その者がその者に適用される特別な規定を 第一 五条第三項の要件がみたされたも

おけるベルリン州の地位に関する法律 頁 の法律は一九五 の規定によりべ 三年一 ルリ 月四 ン州にも適用される。 日付けの連邦の財 (連邦法律官報 政制 度に 巻

> ればならない。 場合には、

戦争犠牲者のための社会扶助の専門分野に

その者はこの点について特別

な経験を積

くまなけ

所 州立法府は、 七六条 (Verwaltungsgerichtshof)」を受継ぐと規定するこ 高等行政裁判所を従来の名称 「上級行政裁

な

ίJ

裁判費用

(手数料及び立替料)

は

般的公共扶助及

とができる。

一七七条

裁判官法が公布されるまでの間、

行政裁判権

のある裁判

裁判所構成法の規

定を準用する。 所の裁判官に関する人的法的地位には、

第一七八条

団体が財産をめぐって争っている場合の仲裁裁判権の ある裁判所に対し、 州立法府は、 当該手続きの規定に基づいて、 懲戒罰裁判所を附置し、 行政 そして公共

裁判権

任

第一七九条 を委託することができる。

1

行政裁判権のある裁判所にはK部とS部

が、

般

的

について設置されなければならな 公共扶助の専門分野及び戦争犠牲者の社会扶助 般的公共扶助の専門分野に名誉職行政裁判官が協力する ڊ پا د の専門分野

牲者のための当該社会扶助又は援護の受給者 名誉職行政裁判官が協力する場合には、 か つこの領域において特別な経験を積まなければなら その者は、 この人達 戦争犠 を尋

第三条の規定は、

れない び戦争犠牲者のための社会扶助の手続においては、 徴収さ

2 ×年月日 付の社会裁判所法 (連邦法律官報  $\times \times \times$ 

影響を受けない。

### 第一八〇条

2

この法律の発効と同時に、

同じ対象を規律している

る。

1 この法律は×年月日に効力を生ずる。

る法律 判権に関する統一的裁判費用法の公布に至るまでは、 従来の法律及び命令の規定はすべて廃止される、とくに (連邦法律官報第一巻六二五頁)。ただし、 九五二年九月二三日付けの連邦行政裁判所に関す 行政裁 第一

き連邦行政裁判所に適用される場合を除く。 六○条に基づく裁判費用の徴収に関する規定が、 引きつづ

六三頁)。 政裁判権に関する命令第一六五号 九四八年九月一 五日付け英国占領地区における行 (英国占領地区命令集)

3 5

6 次に掲げる規定が経過規定として妥当する。

政 裁判官の職は、 この法律の発効に当たり、 この法律の発効後一年以内に終了する。 召喚されていた名誉職行

> 第二九条の規定による候補者名簿は、 六月以内にはじめて作成されなければならない この法律 :の発効 か

経過するに至までの間、 州においては、 及び第九条第三項の規定によると異なって構成され 行政裁判所又は高等行政裁判所が従来第三条第三項 この裁判所は、この法律の発効から一年を 従来の構成で裁判することができ てい

するに至までの間に限って、提起することができる。 いるため、 の法律の規定に従って決まる。十分な上訴の教示が欠け 管轄権は、 始した事件について、 Ξ 場合には、 上訴又は法的救済の期間の進行が法律の発行前に開 期間の進行が従来の規定によれば開始していな 従前の規定に従って決まり、 法的救済は、この法律の発効から一年が経 期間及び法的救済についての裁判 その他の手続はこ

法的 깯 救済の適法性は、 この法律の発効前になされた裁判に対する上訴又は 従前妥当していた規定に従って決

二条第三項を準用しなければならない。

る。

とき、 六 Ŧi. この法律の発効前に下された判決が、この法律の発 その適法性は従来妥当していた規定に従って決まる。 この法律の発効時に訴えが裁判所に提起され てい た

協力した。ともにそのご苦労に感謝する。

有する裁判所において、行われる。される場合、それ以降の手続は、新しい規定により管轄を効後に上訴裁判所によって破棄され、かつ、事件が差し戻

命令によって規律する。

八 州は、この項の第一号及び第二号の枠内において、
は、この項の第一号及び第二号の枠内において、
律の発効から三年後にはじめて適用しなければならない。

後記 は、 司法部へ配置転換する画期的提案である。平成一二年度慶 となった草案が、ここに訳出した政府草案である。 業の一つとして、一九六○年ドイツ行政裁判所法の出発点 にて立法学・租税法を専攻する手塚貴士君、 る者であり、本訳出に協力した。その他、 研究に大変有益であった。記して、深謝する。 應義塾学事振興資金研究補助より研究助成を頂戴した。本 府提案は、連邦レベルにおいて、行政裁判所を行政部から | 土課程にて租税法を専攻する片岡浩一君もまた、 当大学院法学研究科後期博士課程にて行政法を専攻 二〇〇一年行政事件訴訟法草案を作成する準備作 同後期博士課程 ならびに、 山本敬生君 訳出に